

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回寒川町子ども・子育て会議		
日 時	平成29年7月28日（金）14:00～	開催形態	公開
場 所	東分庁舎2階第2会議室		
出席者	磯川委員長、中島副委員長、望月委員、鷺見委員、志賀委員、藤崎委員、宮崎委員、菊地原委員、井上委員、野坂委員 ※事務局…野崎健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、秋庭主査、守屋主査、今澤副技幹、原田保育・青少年課長、徳江副主幹、亀井副主幹		
議 題	(1) 寒川町子ども・子育て支援事業計画見直し案について (2) 寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理について (3) その他 ① 「子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則」の一部改正について（報告） ② 「寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱」の制定について（報告） ③ 寒川さくら幼稚園の定員変更について ④ 家庭的保育について		
決定事項	議事録承認委員 磯川委員長、志賀委員に決定 (1) ～ (2) 了承 (3) その他（報告事項）		
議事録	1 開 会 2 議事録承認委員の指名 3 議題 (1) 寒川町子ども・子育て支援事業計画見直し案について <資料1により説明> 【事務局 秋庭】 資料1をご覧ください。前回の会議で委員の皆様にご審議いただき、計画の見直し案について、ご覧のような寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）の形で、今後、町民の方へのパブリックコメントを行っていく予定です。 1ページをご覧ください。寒川町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、ローマ数字Ⅰ計画の概要、Ⅱ見直しの考え方、Ⅲ今回見直す項目と方向性を記載		

	しております。Ⅲについては、1ページから2ページにかけて、今回見直す項目と新たな施策を追加した項目を記載しております。パブリックコメントの実施を含め、もとの計画と比較して見ていただくことを前提として記載しております。 3ページをご覧ください。第1回目の会議資料3でご審議いただいた見直し案の内容になっています。利用者推計や確保提供量等の数値の変更はありませんが、各項目に前回ご説明したような内容を説明文として加えました。 10ページをご覧ください。(11)の放課後児童クラブについてですが、当初の計画策定時において、放課後児童クラブとふれあい塾の一体的、または連携した実施に取り組む放課後子ども総合プランについて、本計画と一体のものとして策定するなど、市町村行動計画を持つことが求められていました。当初計画では、本項目において総合プランの推進に向けて取り組みを実施する旨を記載するとともに、計画の第2章の施策の展開においても、放課後子ども総合プラン推進事業（新規事業）を位置づけましたが、計画に記載すべき項目や記述に不足があり、県からも計画見直しの際に追加するよう求められていることから、今回の見直しに合わせてそれらを追加したという説明を加えました。 この寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）の案については、先ほど申し上げたようにパブリックコメントを予定しておりまして、時期につきましては9月下旬から10月下旬、資料の閲覧場所につきましては、町役場の1階ロビーと子育て支援課、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、寒川総合体育館、子育て支援センターと町のホームページを考えております。 資料1の説明は以上となります。 【委員長】 何か質問等ございますか。この議題1については委員の承認を求めることになっております。第1回目の会議の内容に対し、説明文などの追加や変更が今回提示されました。よろしいですか。 【委員長】 それでは皆さん、賛成の方は拍手をお願いいたします。 (拍手) 【委員長】 どうもありがとうございました。 議題2の寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理について事務局より説明をよろしくお願いいたします。 (2) 寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理について 【事務局 秋庭】 資料2、平成28年度子ども・子育て支援事業計画進行管理表をご覧ください。 初めに訂正をお願いしたい箇所がございます。23ページ、26青少年育成事業の下段にあります評価の理由をご覧ください。理由の中で、小学生体験キャンプの定員が40名と記載してありますが、36名と訂正をお願いいたします。申し
--	---

	訳ございません。 資料 2 の 1 ページをご覧ください。こちらの進行管理につきましては 1 2 課、全体で 9 5 事業の進行管理となっています。再掲載、重複した事業もありますので、実際には 7 8 事業の進行管理を行うことになります。進行管理の進め方ですが、最初に進行管理の集計表があります。こちらの集計表に基づいて説明させていただき、集計表の中にそれぞれ評価ランク、A ランクの事業が達成しているもの、B ランクの事業が遅れているもの、C ランクの廃止の方向のものがあります。方向性については、このまま現状維持していくもの、拡大していくもの、縮小していくものなどがありますので、計画どおりに進んでいて、今後も計画を維持していく事業については基本的に説明を省かせていただき、それ以外のものを中心に説明させていただきます。 この計画は基本目標が 1 から 5 まであり、1 番子育て家庭の支援、2 番母子の健康の確保と増進、3 番教育環境の整備、4 番子育てを支援する生活環境の整備、5 番要支援家庭への取り組みと、5 つの基本目標がありますので、それぞれ基本目標ごとに進行管理を進めていきます。 中段の基本目標 1、子育て家庭への支援をご覧ください。計画の事業番号 1 番から 4 1 番までの 4 1 事業が対象になっています。表の下段のところに書かせていただきましたが、再掲載が 8 事業ありますので実際には 3 3 事業になります。具体的には A 評価のもので、目標が達成しているものについては 3 3 事業、B 評価で少し遅れている事業が 5 事業、県の事業等で設定がないものが 3 事業あります。 A 評価で今後拡大していく事業のうち、事業名 3 9 番小児医療費助成事業になります。3 4 ページをご覧ください。平成 2 9 年 4 月から、通院について小学 6 年生から中学校卒業まで拡大に向けて準備を進めました。また、平成 2 8 年 4 月から医療証の自動更新を導入し、手続きの簡素化を図りました。 1 ページに戻りまして、次に、B 評価の事業につきまして、6 番の子育て支援センター事業の年間の利用者人数が計画値より減少しています。こちらは後ほど詳しく説明させていただきます。 3 6 番の奨学金制度推進事業については、3 1 ページをご覧ください。平成 2 6、2 7 年度に新規の申し込みがなかったため、B 評価となっております。 また 1 ページに戻りまして、設定がないものにつきましては、9 番の健康福祉総合センターの検討と、2 8 番の町営プールの運営管理事業の検討になりますが、町営プールの運営管理事業は、公共施設等総合管理計画で実施手法等検討を進めるところです。 4 0 番の小児特定疾患医療／特定疾患については神奈川県在所管の事業となっておりますので、目標等の設定はしておりません。 2 ページをご覧ください。基本目標 2、母子の健康の確保と増進になります。こ
--	--

	こちらは計画の事業番号が42番から53番までの12事業が対象になっていて、主な対象としては母子保健事業となっております。評価については、12事業で全て計画どおりという評価になっております。 次に、基本目標3、教育環境の整備になります。こちらは計画の事業番号が54番から63番まで10事業が対象で、再掲載は3事業となっております。評価につきましては、A評価の事業が7事業、B評価の事業が3事業となっていて、A評価のうち、今後拡大していく事業は55番の教育コンピュータの活用事業で、50ページをご覧くださいませでしょうか。教育コンピュータの活用事業で、小・中学校を対象にした事業です。この事業は、既に1人当たり1台の確保はできていますが、情報化に対応した教育のあり方や国の動向を鑑み、今後、機器の入れかえ等も含めて対応していくということです。 51ページの56番の教育相談事業をご覧ください。B評価になっておりますが、教育相談指導教室への通所までに至らなかった子どもが計画より少なかったためとなっております。長期欠席の児童が通所できるようになったと思っても、また休んでしまったりしている状況です。 2ページにお戻りください。真ん中の60番の子育て支援センター事業については先ほどと同様の理由です。 次に、基本目標4番、子育てを支援する生活環境の整備になります。こちらは、計画の事業番号は64番から82番までの事業が対象となっていて、全19事業のうち再掲載の事業は3事業となっています。 A評価の事業については14事業、B評価の事業は2事業、設定がない事業については3事業となります。 B評価事業は、75番教育相談事業及び79番の子育て支援事業で理由については先ほどと同様です。設定がない事業については、公共施設のバリアフリー化が、法制度の情報提供であること、71番の子どもを守るための活動の推進はPTAの主催事業であること、また、74番の薬物乱用防止啓発事業についても、青少年環境浄化推進協議会の主催事業となっておりますので、目標の設定はしていません。 3ページをご覧ください。最後の基本目標5、要支援家庭への取り組みになります。こちらは事業番号83番から95番までの13事業が対象となっていて、再掲載のものが3事業あります。計画どおりに進んでいるA評価の事業が9事業、B評価の事業が1事業となっています。その他、県の事業等で設定がないものが3事業あります。 A評価で今後拡大していく事業については72ページをご覧ください。83番の児童虐待防止のネットワーク事業で、児童福祉法改正に伴う体制の充実ということで、29年の4月から虐待の担当部署に専門職を配置しました。
--	---

	79ページ、93番をご覧ください。特別支援教育推進事業です。小・中学校を対象とした事業になります。この事業は目標を達成しており、1人の受け持つ児童数については2名ということになっていますが、今後、さらに支援員等の増員に向けた検討が必要であるということから、この評価がついております。 3ページにお戻りください。B評価の84番の子育て支援センター事業は先ほど同様の理由です。また、設定のない事業については、3事業とも県の所管事業となりますので、目標を設定していません。 86番の児童扶養手当については、ひとり親家庭等が受給する手当になります。町の実数としては、対象者が377人。そのうち、所得オーバーや受給する必要がないということで、現況届を提出されていない方が49名いる状況となっております。91番の障害児福祉手当については、現在受給されている方は20名です。94番の特別児童扶養手当については、対象者60名という状況となっております。 5つの基本目標をあわせた95事業のうち、A評価のものが75事業、B評価のものが11事業、C評価についてはありません。設定がない事業が9事業となっております。 個別事業について、児童クラブ運営事業や保育所運営事業など10事業について説明させていただきます。 まず、4ページをご覧ください。1番の児童クラブ運営事業になります。入所児童数が222人となっています。計画値は200人となっていますが、運用上差し支えない範囲で請け負っています。8月分の入所審査が終わっている現時点での待機児童の状況は、小谷小学校のげんきっ子クラブの3名となっております。 続きまして5ページ、2番の保育所運営事業をご覧ください。こちらは保育所の入所状況となっています。計画値の630人については、同胞援護会が運営している保育所が3園で、各180人定員。また、寒川湘南保育園の90名定員の保育所が1カ所あり、現在、町では630人の定員で保育事業を実施させていただいています。120%が目標で、実績値の109%については定員を超えて受け入れていただいている状況であり、28年度については3月1日現在で109%、人数が686人という状況になっています。 また、実態としては、今年度4月1日現在の国に基づく待機児童数は11名となっています。この待機児童を含めた未入園の方については、直近の7月20日現在で80人という状況となっていますが、育児休暇の延長のための不承諾を目的に申請している方、もしくは要件がほぼない方等の申請もありますので、実際に要件があって待っていらっしゃる方はさらに少なくなる状況です。 8ページ、5番の一時保育事業（保育園）をご覧ください。平成27年度中の計画予定はありませんでしたが、寒川湘南保育園が一時預かり事業を実施しており、
--	---

	27年度実績が1,255件です。同胞援護会が運営する3園についても平成28年度中に実施を始めましたので、3月の1カ月分の人数が実績に含まれています。 9ページ、6番の子育て支援センター事業をご覧ください。この事業は実績の年間利用者人数が減少しているということで、B評価となっています。主な理由としては、幼稚園のプレ保育の開始や近隣他市の支援センターを利用する方が増えたことなどが要因と考えています。一方で、利用のきっかけづくりとしてイベントを開催しています。内容としては、リトミックや本の読み聞かせ、ウクレレ鑑賞など実施していて、28年度は28講座、参加者は300組、682人です。初回利用者は20組、42名でした。27年度については、20講座、299組、647人、初回利用者数は16組、37名でした。 今後の方向性としては、町が支援センターを設置した理由として、要支援者等の見守り機能の強化ということがあります。小学校未就学の子育て家庭が対象で、特に保育所、幼稚園に通っていない無所属の家庭に対する見守り機能としての役割を重視しています。親子リトミックなどの人気のある事業を中心にイベントを実施していけば目標達成の可能性もありますが、本当に支援が必要な方たちが利用しづらくなる環境になってしまう可能性もあることから、今までどおり事業をしていきたいと考えております。 続きまして、10ページをご覧ください。7番のファミリーサポートセンター事業です。こちらは有償ボランティア制度となっていますが、1時間当たりの利用料が700円、休みや夜中については900円かかるということで、利用者の経済的負担が重く、これまでなかなか利用件数が増えない状況がありました。平成27年度より、利用料金の一部を町が負担するという制度を新たにつくりました。具体的には、700円のうち200円、ひとり親家庭や生活保護世帯については300円を町が負担するというを開始して、27年度については利用者数が1,907人、平成28年度については2,153人となっています。会員数も増加傾向にあり、昨年度末、会員数が1,034人となっております。 15ページ、12番の地域子育て環境づくり支援事業をご覧ください。この事業は27年度からの事業で、町内には子育て支援をしていただける団体が少ない状況の中で、創意工夫のある子育て支援事業の取り組みをしていただいた団体に対して補助金を交付する制度となっております。上限額は30万円で、事業内容にもよりますが、基本的には10/10補助で、28年度については不登校などの悩みを抱えた保護者を集め交流会などの事業を行った「279(つなぐ)スマイル湘南」と、湘南サザンのマンションの川を挟んだ対岸にさむかわエコネットが空き地を利用して自然公園を整備した場所を利用して親子で自然とのふれあい体験を行った「はぐはぐ」に交付決定を行いました。今年度につきましては、「279(つなぐ)スマイル湘南」が不登校の子どもたちの外出する機会や親子で参加できる事業な
--	--

ど、さらに発展させて事業を行う予定で申請されております。

47ページ、52番、不育症治療費補助事業をご覧ください。平成27年度から実施した事業で、町の人口規模から、年間2名程度ということ想定して計画をさせていただきましたが、昨年度については申請がありませんでした。この事業については、基本的に2回以上流産を繰り返した方を検査し、その結果、不育症であることが診断され、不育症治療を進め、妊娠から出産に至る、もしくは流産した一件の治療期間に対しての補助事業になります。なお、検査結果によって判断するなど相談は数件ありましたが、申請には至っておりません。助成制度を設けておくことに意味があるという評価を外部からも頂戴している状況です。

64ページ、73番の防犯灯整備事業をご覧ください。地域からの要望箇所は実績値よりも多いのですが、計画値数の防犯灯を適切な箇所に設置できたため、達成率が260%となっております。

72ページ、83番の児童虐待防止のネットワーク事業をご覧ください。平成29年度から子育て支援課内に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健事業と子育て支援策との一体的な提供をするとともに、要保護児童対策調整担当者として保健師を置き、早期発見やきめ細やかな対応を29年度から実施していることで、昨年の評価が拡大という評価になっています。

事務局からは以上となります。よろしくお願いいたします。

【委員長】 以上、説明が終わりました。

【事務局 宮崎】 委員長、補足でよろしいでしょうか。説明の中で誤解されるような表現がちょっとあったと思いましたので、訂正といいますか補足をさせていただきます。事業名39番の小児医療費の助成事業の説明のところで、平成29年4月から通院について、小6から中学校卒業まで拡大に向けて準備を進めましたということを申し上げたのですが、今回、進行管理したのが28年度の内容でして、29年の4月からそういう状況に拡大できるための準備を28年度中に進めていったということで説明をしたつもりですが、文章のところで、誤解を招いたかもしれませんので補足させていただきます。

10ページのファミリーサポートセンターの説明のところで、これまで経済負担も重く、なかなか利用件数が増えない状況だったということで、記載させていただいているのは利用が伸びてきてからの数字しか入っていないので、26年度が何件か申し上げると、997件の利用だったという実績で、町が一部負担をする制度にしてからは、27年度で1,907件ということで、前年比で191.3%、28年度にしますと、2,153件ということで、1,907件から、また112.8%という状況でございます。

15ページ、地域子育て環境づくり支援事業のところで、説明の中では、昨年度はという表現で申し上げたのですが、評価の理由のところをご覧くださいと、

	今年度についてはという表現になっています。ここは２８年度と読みかえていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。 【委員長】 資料２について説明がありました。何か質問ございますか。 【菊地原委員】 寒川町で１年間にどのくらいのお子さんが誕生していますか。年度ごとに何人くらい。 【事務局 今澤】 平成２８年の４月から２９年の３月までで出生数は３４２人になっています。神奈川県衛生統計は今年度まだ出ておりませんが、県の統計は１月から１２月になっておりますので、事業を行っています４月から３月までとは少しずれています。平成２７年度が３９９人生まれているのに比べて、平成２８年度は５７人誕生数が減っております。 【志賀委員】 ７２ページの児童虐待防止ネットワーク事業ですが、最初の説明では、何か専門職の配置をしているという話があって、後の説明では保健師を配置したというところがありましたけど、それとイコールでいいですか。 【事務局 秋庭】 イコールです。 【志賀委員】 わかりました。虐待は年々増加しているのですけれども、寒川町でも年間どのくらいの相談件数がありますか。 あと、今日、児相の方が見えているので、寒川町の特徴などを教えていただければと思います。 【事務局 宮崎】 手持ちの資料が２７年度のものですが、寒川町の事例としては２１事例です。 【委員長】 これは年度ごとに増えている傾向なのですか。 【事務局 原田】 傾向としては、大体年間で１５人くらいから３０人くらいの間を行ったり来たりしているような状況です。児童１人当たり１件と数えますので、多子のご家庭がいた場合には３件、４件の件数になっておりますので、年によっても若干違いますが、世帯数でいえば、そんなに大きく毎年変化はない状況です。 【事務局 宮崎】 ２７年度以前の数字で恐縮ですが、世帯数で申し上げますと、２６年度が１１世帯、２５年度で１０世帯、２４年度で１２世帯という形で推移をしております。 【野坂委員】 児童相談所は、平成２８年度の児童虐待、中央児童相談所として１，０５３件で、２７年度が８４５件、かなり伸びています。今年度に入って、４月が１００件超え、５月も１００件超えという状態です。寒川町の平成２８年度の虐待の受理件数は６８件くらいです。警察が虐待に関してかなり敏感に動いていただいて、例えば、夫婦げんかで警察に連絡が入ります。その際、子どもが実際けんかを目撃していることで、必ず児童相談所に通報になります。それがかなり件数として伸びているのと、あとは昨年度、児童相談所全国共通ダイヤルの
--	---

	3桁189が始まって以降は、やはり近隣の方が子どもの泣き声がある、ちょっと泣いて心配だということで連絡がある場合も通報として入ることが、伸びている原因であると思っています。件数としてはかなり多いと思います。 【委員長】 件数には、近所の人の通報等あわせた件数ですか。 【野坂委員】 もちろん受理件数として児童相談所としては調査します。当然、ご夫婦に注意喚起、あるいは泣き声通告の場合は、近隣トラブルが原因で通告があるのです。その場合は虐待として疑われる事実は無しとして処理しますが、受理件数としては含んでいます。 【委員長】 実質何件ぐらい虐待にあたりますか。 【野坂委員】 1割か2割ぐらいが、虐待と疑われる事実無しという形になります。面前で夫婦げんかをするという形では、当然、お子さんへの影響があるということで、虐待として受理します。 【志賀委員】 情報は町とは共有されていますか。 【野坂委員】 もちろん、国のネットワークを通じて連携させていただいていますし、町の方にいろいろケースを把握していただいています。 【委員長】 幼稚園で、我々は幼稚園自体に虐待はほとんどないと思います。近所の方が、子どもが泣いていると虐待と疑って電話するらしいです。実際は違っていったという事が結構あって、困っている人もいます。そうすると、2割ぐらいは虐待ではないということですか。 【野坂委員】 1割、2割は事実が無いということで、調査し処理する場合があります。 【宮崎委員】 事業ナンバー36の奨学金ですが、全く利用されていないということで、私が知り得る限り寒川町の奨学金だとかなり使い勝手が悪く、額も低い、成績の条件もあり、なかなか使いにくいところがあると。これだけ使われていないということは、やっぱり制度上、ちょっと問題があると考えていただいて、少し検討していただいたほうがいいのではないかと思います。意見です。 事業ナンバー93の特別支援教育関係ですが、ここの事業内容の3段目に、「小学校にふれあい教育支援員を配置し」と書いてありますが、確かに配置されていますが、今年度から旅費がカットされ遠足等に使えないという状況で、小・中学校は非常に困っておりますので、その辺のところを配慮していただければと思っています。 【事務局 宮崎】 この事業は学校教育課の関連になりますので、委員のほうからご意見がありましたことを伝えます。 【委員長】 この奨学金制度は教育委員会ですか。学校の校長会でどうですか。 【宮崎委員】 議論しています。 【委員長】 この教育推進事業も教育委員会関係なのですか。
--	---

	【事務局 宮崎】 奨学金のほうは教育総務課で担当しています。 【委員長】 意見があったことをお伝えください。 【中島委員】 78ページの障がい児保育の充実、児童発達支援事業ですが、中段の実績値、28年度22名がひまわり教室を利用したということですか。 【事務局 宮崎】 延べで年間22名が登録して利用をされたということです。 【中島委員】 ひまわり教室のことばの教室を利用したということでしょうか。 【事務局 宮崎】 はい。 【中島委員】 先日、倉見に新しく障がいの相談事業所ができたということで福祉課の方が2人で来られて、もう一つ南部地区にもあり、例えば保育園に入所してきたお子さんについて発達に心配なお子さんがいたらつなげることができるという話がありました。担当は子育て支援課ですか、福祉課ですか。 【事務局 宮崎】 子育て支援課はひまわり教室の事業所としての管理者といえますか、所管する部署なので、民間のサービス事業者さんのお話があったのは福祉課です。 【中島委員】 町の子どもたちが、福祉課が担当する進行管理に載っていないですか。 【事務局 宮崎】 福祉課は障がいのあるお子さんの認定をして、その認定を受けた子がどういうサービスを利用するか、個々のサービスの利用計画といった部分のアドバイスをすると認識をしていますが、ひまわり教室自体はその認定を受けて、利用するということが決まったお子さんに対応しています。 【中島委員】 障がいの認定を受ける前の時点で、発達がちょっと気になるお子さんや、集団の中にいたら発達がゆっくりなお子さんが保育園、幼稚園にいらっしゃると思うのです。担当は子育て支援課ではなく福祉課ですか。 【事務局 宮崎】 そういう段階であれば、子育て支援課窓口でもお話を伺うというのはしていますし、ひまわり教室にご相談に見えてもお話しします。 【中島委員】 評価の理由のところに、今後についてひまわり教室についてはあり方を検討していくとありますが。 【事務局 宮崎】 ひまわり教室そのものが障がい者の施策としての位置づけがあるにもかかわらず、事業所の部分だけが子育て支援課のほうに来ているということがあって、町として障がい者の施策を全体的に見るということで言うと、もともとは福祉課のほうで所管していた事業が、機構改革のとき、この子育ての関係のセクションができるときに移ってきたという経過があるのですが、ひまわり教室を出たお子さんたちがその先、大きくなっていくと、今度は福祉課のほうの施策の上で動いていくことになります。そうするとその人をトータルで見たときには、子どものときだけ子育てのほうに行って、その後、障がい施策のほうにという位置づけでいいのかどうかというところをトータル的に、ひまわり教室と
--	--

	というのは障がい者施策の中の位置づけであるべきじゃないのかという考え方もあるので、あり方を検討する必要があるという意味で目標にしています。 【菊地原委員】 ひまわり教室や療育に行っていたお子さんが幼稚園や保育園に入る場合は、お子さんがこういう状態で今までの歩みがありますよということは、幼稚園や保育園に情報をお伝えはできないわけですか。 【委員長】 特に伺わないです。親から言われたら聞きます。 【事務局 宮崎】 入園するに当たって、ひまわりを出た経過があります。 【菊地原委員】 親御さんはなかなか言わないと思います。特に幼稚園の入園に関して決まっていればいいが、決まる前に支援センターに来ている方で、言いにくいという方もいらっしゃいます。お子さんにとって、とても大事な次の環境ですよ。 【事務局 今澤】 保育園に入られるお子さんにつきましては、保育園に入所する際にお母さんのほうから必要な情報について保育園にお伝えすることで了解しますというような書類を保育園のほうにお出しいただいておりますので、保育園、町内の3園と湘南保育園さんの4園ありますが、今、母子保健担当と年間、おおむね2回から3回打ち合わせをさせていただきまして、幼稚園側から新しく入所する方の気になる情報ですとか、母子保健側から、お母さんこういうことを心配しておられますという情報を園のほうにお伝えをしていると思います。幼稚園につきましてもお母さんから、入るに当たって心配があるので、幼稚園のほうにもお伝えいただきたいというご希望があれば、幼稚園と連携をとっています。さくら幼稚園さんとか、町外の幼稚園などは延長保育もありますので、全部の幼稚園に全てということではありませんが、お母様、お父様のご了解があればやらせていただいております。 【委員長】 親御さんに聞けば、言います。 【菊地原委員】 どういう表現をしたらいいか難しいところだと思います。親自身が受け入れてなかったりすると、就園した先にも伝え方って難しいと感じます。 【委員長】 最近では案外認めている親御さんのほうが多いですね。療育に行っていたと言います。 【菊地原委員】 支援センターで「このことをお話ししてある？」と言うと、意外としていない、幼稚園など行った先に話していない親御さんもいらして、そのところってものすごくお子さんにとってみればすごく大事なことで私たちは支援センターの現場で感じ取りました。 【委員長】 幼稚園等関係の特別支援者は入っていないひまわりだけというと、寒川全部の園児の特別支援者の人数とは限らないということですか。 【事務局 宮崎】 そうです。
--	---

	【委員長】 連携して、寒川全部を把握してもらおうと思います。 幼稚園に確認するのは難しいと思います。幼稚園で発達に心配のあるお子さんがいても、親御さんに言えない部分があります。特に3歳児は1年間見ていないとわかりませんから。3歳児は発達に心配があると思って、4歳になったら心配がいない場合もあります。 【中島委員】 全くの経験不足から集団の中になかなかなじめないか、それともその子が持っているものがあってなかなか集団になじめないのかというのは、今、委員長が言われたように3歳というところが結構ラインなので、それを越して1年たったところでやっぱり心配があるというのに気づくというので。 それが職員側で気づいても、結局、保護者の方に伝えて、前からなんとなくうちの子は、ほかの子より遅いかな、ゆっくりかなと思っていたのですと親御さんから言われれば話がつながられるチャンスはありますが、そこがなかなかうまくいかないところがあるので、何か町のほうもうまく、課ごとで切れるのではなくうまくつながっていくようなシステムは必要だと思います。 【委員長】 町へ相談に行く、病院へ行く、児相に行く、結構親御さんによっていろいろです。町や児相に行けば大体把握はできますが、病院に相談に行くと把握できないと思います。 【藤崎委員】 私は学童保育会から来ているのですが、放課後子ども総合プランの紹介がありまして、連携して行っていくというところで、大体、形としてはふれあい塾をもう少し拡充しないと児童クラブとの連携は難しいということで、予算をつけていただいてなるべくふれあい塾を拡充していくというところで話があり、秋に検討されるという流れだと思うのですが、お金がかなりかかるというところと、実績数に対してそれだけお金をかけて効果があるかどうかというところも含めて、難しいところもあると感じています。子どもたちの居場所として、子どもたちが放課後過ごす場所ということで、公園とか青少年広場とか、もう少し子どもたちがのびのびと遊べる環境が必要だと思います。もう少し整備も、実際にここにも書いてありますが、町内の公園が昭和50年代に設置した遊具なので、老朽化が進んでいるため修繕等を検討しているとあったのですが、これはちょうど1年前、この会議の27年度の進行管理のときに同じ話になって同じことが今年度も書いてあって、特に今回はお話もなかったのでおそらく何か具体的に進んだということは残念ながらなかったのかなと思います。動かれていることがあれば教えていただきたい。あと公共施設もいろいろ検討がある中で、児童クラブの拡充とかふれあい塾など、施設というところで子どもの居場所をすぐに必要だからつくみましょうというのは難しい。設備のほうの問題で難しいという印象があるので、そのあたりの絡みで子どものことと関わって、今具体的に動いているところがあれば教えていただきたいと思っています。
--	---

	あともう一点、私自身が子どもを小学校に通わせていて、今感じる事なのですが、3年生までは少人数学級ということで、先生が35人以下の子どもたちにつけていただいています。4年生以降は先生1人に対して児童が40人になり、実際に自分の子どもが通っているところが子どもたちに落ちつきがなく、授業が成り立たない状況が見えていて、保護者が学校に見に行き関わっている状況があります。例えば学校とか先生の指導の話になってしまうと、それ以上私たちは何も言えないですけど、見ていると子どもたちも多様で先生方がお話しになったように発達に心配があり、みんな一緒に過ごそうといういろんな環境をちょっと大変なおうちの子も安定しているおうちの子もみんないるのが公立小学校なので、それで一人一人の子どももちゃんと見ていこうと思うとやっぱり先生1人で40人近く、しかも高学年でパワフルな子たちを一人一人見てさらに教育させて、寒川町の子どもたちの学力を上げようという動きもあるということを知っている、なかなか勉強に行くまでの、まず教室で座ってみんなで話を聞きましょうというのが難しいという印象が残念ながらあって、特別支援級の先生も今足りていない状況で、子どもたちを一人一人大切にみていくためには、先生1人が40人も見て、ちゃんと見るのは難しいので、ぜひ支援員さんを特別支援級のほうだけでなく、普通級にも学校全体の子どもたちをサポートしていただけるような補助員さんたちをつけていただけるような事業があるとすごくうれしいと思っています。保護者として、私の立場からではないお話なので申し訳ないですけど、皆さんに現状を知っていただきたくてお話しをさせていただきました。 【望月委員】 同じ内容ですが、79ページの評価の利用のところに、支援員や補助員の増員を検討しているというところがありますが、実際に何人ぐらいか、この辺が先ほどのお話とつながってくると思います。 【事務局 秋庭】 2名で、増員に向けて話は検討しているという回答をいただいています。 【望月委員】 49ページの下段の「地域のせんせい」は、実際何名ぐらいの方がご登録されていて、各小学校とか中学校で、どのくらい利用されていることになっているのか。 【事務局 宮崎】 幾つかお話があったかと思うのですが、遊具の関係のお話があったと思います。遊具の関係はご指摘いただいたとおり、状況としては正直申し上げてやっていない状況があります。当然点検していく中で結構危ない状態な遊具とかもあつたりするのが事実としてあるので、子どもたちの遊ぶ環境という部分でいうと、遊具を設置して維持していきたいというのは非常に気持ちとしてはあるのですが、例えば今度それを使ってけがをしたとか、そういうことがあっても困るというのはまた一方でございますので、そこは状況を見きわめながらこれは取ったほうが良いというような状況があるものであれば、予算の確保がで
--	--

できれば取っていききたいということで考えてはおります。

それから公共施設の関係で、子どもの関係のというようなお話があったかと思うのですが、公共施設の部分については、例えば（仮称）健康福祉総合センター用地のところに、もともと子育て支援の部分も含めて機能も入れてというような話が当初はありましたが、先ほど説明の中にもあったとおり、公共施設については公共施設の総合管理計画という部分で、もともとそこに建てる予定で想定していた中身も含めて、想定がいろいろ変わってきている部分があるので、それを今後検討していく中でどういうふうになっていくかというところだと思っております。

それから後段でお話のあった特別支援級だけでなく、普通級も含めて補助員とかをつけて充実させて、子どもをより手厚く見るというような部分のご意見ですけども、その部分については、今ここでまた即答しかねる状況もございますので、今おっしゃったようなご意見も要望として委員の中からあったということを教育委員会にお伝えさせていただきたいと思っております。

【事務局 野崎】 今の少人数学級については、町として実施したほうがいいのかという中で、1年生まで、2年生までと県からの補助もある中で拡大して、プラス、町で独自で学年を挙げて対応してきたという経過があります。6年生まで実施するためにはどうしても財源がない中での兼ね合いで、町としては学力を上げ、町の人口を減らさないで外から選んで来てもらえるように子育てしやすい町にしようと、子育て環境を整えあわせて、学力を上げなくてはいけないという認識は、町全体としても持ってはおります。

例えば中学校まで給食もやりたいという話があります。どれを優先的にやるか、学力を上げるには少人数学級を実施、違う方法がいいのではないかと、そういった中の政策として、町がどれを選ぶということにもかかわっていきます。どうしても財源が必要になってくる中で、どれもこれもはできませんが、状況としては良くしていきたいと、町長含めて考えているところですので、教育委員会の考えとあわせ、どれをやっていくか、やれるかにつながっていくことになりますので、ご理解いただければと思います。

【委員長】 今小学1年生が30人学級ですよ。これは寒川独自の施策、国では35名ですよ、小学1年生はね。通常は40名ということですから寒川はそれだけ足りない分の先生は寒川自体出しているわけです。普通は県から職員の給料は出るはずですが、足りない分は町で出して30名でやっているということです。私個人的かもしれませんが、学力を伸ばすには絶対人数が少ないほうが学力が伸びると思います。でも、人間育成の総体を考えたら少なくともよくないし、多くてもよくない。高学年は35人、小学校だったら35人ぐらいが一番いいのなかと思うのですよね。1年生は30人が目標、運営だと30人じゃちょっ

	と少ないかな、人間関係が希薄になってくる、幼稚園でも年長さんは30名ぐらいいたほうがいいです。30名以下だと友達関係がなくて、なぜかという、子どもが先生に直接言っちゃう。多いと先生に言ってもなかなか対応してくれないから、友達と一生懸命助け合って勉強を教えたり、何かを手伝ったり、友達関係がすごくよくなる。ところが人数が少ないと先生はすぐ対応できちゃうから、子どもは先生に直接言っちゃうから、友達関係の助け合いがなくなっちゃう。そういう部分があるので、人数っていうのは、どのくらいの人数だっていうのはなかなか難しいのですが、それは国がそれを見てちゃんと国で決めていくと思うのですけどね。それが今、宮崎委員のほうがよくご存じだと思うのですけど、だからなかなか小学校2年生・3年生は、人数をもっと減らすとか、先生をもう少しつけるっていうのはちょっと難しいのかなとは思っているのですけども、どうですかね。 【宮崎委員】 今教員が足りないのは事実です。昨年10月に町の体制が変わって、今まで少人数学級、学習両方を町で負担していたのですが、健康保険や年金は別にして、アルバイトのような形です。教員免許がないと教えることができないし、授業が成立しません。単価的には非常に高かったのです。時給2,000円です。それが10月から半以下になってしまい、県との差が倍ぐらいになってしまって、町独自で雇っている教員免許を持った職員というのが非常に少なくなってしまう、それだけでは暮らしていけないということで、全部県のほうに流れていってしまって、やめていった人が相当いました。小学校に関しては、5つの小学校ともに規定の職員は足りていません。そんな状況です。 苦しい中でそれぞれやっているのですけども、アルバイトと同じ形で時給2,000円もらっていたのが、手取りに換算すると今時給1,000円以下になってしまっている、他のアルバイトをしたほうがいいのかというぐらいの状況になっているので、困っているというのが現状です。 【望月委員】 財源がないとなると、「地域のせんせい」にお願いするしかないと思いますが、さきほどのお話に出ましたが、4年生以上は算数だけは少人数ということも上の子のときはやったりしていたのですけど、今、下の子のときはできない状況になっていて、実際にほかの保護者の方に聞いてもうちも上の子のとき算数は少人数じゃなかったよっていう、学年でやったりやらなかったりであったことを知った。うちは上の子がそうだったので、毎年やっている、算数だけは少人数でやっているものかなと思いついていたのですけど、ほかの保護者の方に聞くと、やっている学年とやっていない学年、多分先生の手が足りているときと足りないときがあったのかなと、わからないですけど、やっぱり子どもの成長って待たないじゃないですか。そこにどうしても来年からするよとなると、もちろん時間がとてもかかることだと思うのですけど、待たないの子どもの成長、教育というところにどういうふうに見て、関わっていけるかというところを、私
--	--

	自身も保護者として何ができるのかなということを考えているところではあります。 【事務局 宮崎】 現状でこの手持ちで「地域のせんせい」の人数等に関する資料を持ち合わせていないので、今お答えできません。申し訳ありません。 今後、例えば直近でいうと、おそらく会議の議事録をお送りする機会があるかと思いますが、そういったときにあわせてご回答という形で送らせていただくということではよろしいでしょうか。申し訳ございません。 【委員長】 子育て支援課では厳しい立場だと思います。基本的には全部教育委員会ですから、ここに教育委員会が来ていただくと、こういう問題が出るときは一番話が聞けると思いますが、前は出席されていましたよね。 【事務局 原田】 過去にはありました。 【委員長】 1人ぐらい来てもらったほうがいいと思います。また、お願いしたいと思います。 【宮崎委員】 学校では「地域のせんせい」をお願いしています。小学校と中学校では量も違うので、それぞれの学校に与えられている予算が違います。中学校は主に部活動の指導者に「地域のせんせい」をお願いしています。小学校は、特別な技術、例えばそろばんや書道など教えるときに地域の方に来ていただいています。ボランティアで来ていただくので、1回基本1,000円の図書カードを渡しています。そんな形でお願いしています。 私の一之宮小学校は、小学校の中ではかなり来ていただいているほうで、ボランティアで来てくれている方や逆に子どもから元気をもらったよ、なんて言ってくれる方に半日してもらって図書カード1枚っていうと、こちらもちよっと気が引けて、なかなか声をかけにくいということもあります。いい部分と悪い部分というのがあるのが現状です。 【望月委員】 私個人の意見としては、そこのお礼がもっとあったらっていうお気持ちもあるとは思いますが、そこで子どもと地域とのつながりができるということが、私はとてもいいことだなと思っています。たとえそれが自分の子どもが通っていないなくても、孫が通っていないなくても、そういう気持ちで書道の時間に行き、顔見知りになり、つながるということがいいことだと思います。 【委員長】 時間があるときはいいけど、ないときに考えて行かなきゃならないというときもあるかもしれない。学校の予算があるのですが、今少ないらしいです。旭とか小谷で子どもの稲づくり授業をやっていますね。年間で農家の方をお願いして、一緒に手伝ってもらって、耕すのは全部お願いして耕してもらったり、植えるのは子どもが植えても刈るときも一緒になって教えたり、指導したり、そうすると土地を借りなきゃいけないし、畑も借りなきゃいけないし、なかなかうまくいかないということも学校の校長先生は結構あるみたいです。昔みた
--	--

	いにもう少し自由に使える予算をとれるといいなと校長先生が言っていました。 【望月委員】 虐待のことなのですが、例えば小中学校だとお子さんの様子というのですか、顔色というのですか、健康に食事をとれているのか、きちんと睡眠がとれているのか、というような顔色や体調ですか、そういうのを学校の先生が見て発見することってあるのですが、中学校までだと地域密着というか、ほんとうに住んでいる家と近くで行き来ですけど、これが寒川町に在住の高校生となると、変わってくるかなというところで難しい差が出るかと思うのですが。 【野坂委員】 平成16年に1度児童虐待法が改正されて、虐待があった児童を通告するのではなく、虐待が疑われる児童に関して通告する義務が生じるようになって、それ以降、学校に通っている方については基本学校から連絡をいただいて、この子が心配なのだけどという連絡の中で協議して、実際児童相談所が介入するか、町が介入するか等のご相談をさせていただいて、基本学校さんに所属があれば所属の方から連絡をいただくシステムになっています。 最近多いのが、高校生だと直接警察に行って保護を求めるケースが特に今年度に入って、今、保護児が16歳を超えている人が5、6人いるのです。そういう高校生は最近ネット化社会になったので、直接自分から保護を求めていくのが最近多くなっています。 【鷺見委員】 親に虐待されて、警察に助けてくださいという状態で行くということですよ。 【野坂委員】 親になぐられて家に帰りたくないそうで、保護を求めています。 【鷺見委員】 様子がおかしいわけではなく、私を助けて下さいということですか。 【野坂委員】 そうということです。保護を求めて警察、あるいは近隣の方、知人の方に訴えてというのが多いそうです。 【望月委員】 高校生になると、アルバイトができる年齢ということもあるので、それによって何か解決することが出てくるとは思うのですが、家庭において、通常であればかかる費用は親に出してもらっている人が多いのも、全部自分で払わなければいけないという、バイト代から全部自分が払わなければいけない状況になったりすると、結局また飲み食いもままならないとなったときに、警察に直接行ける子はいいんですけど、そこでまた立ちどまってしまうというか、勇気が出ないというか、出せない、難しい状況にある子でも進路を決めなきゃいけないという大変な高校生っていうのは、まさに大事な時期でもあるものですから、そういうときに児童相談所に行くと、手っ取り早く確実であることは確かだと思いますが、警察にも行けないということは、大ごとになることを恐れている子もいると思います。そうすると地域で何か手助けというか、できるところが、手段というか、何かあるかというような考え方をすることがあって、今1つ思い当た
--	---

	るとすれば、民生委員さんが何とか救ってくれるところがあるかと思っはいるのですが、高校生の子の難しさというところがあるかなとは思いますがね。中学校までの子とはちょっと違うというところ。 【野坂委員】 自分にトラブルの原因があるので、その高校生の気持ちを聞いていろいろ解決の手段を提示していく形になると思いますが、親御さんだけが必ずしも悪いケースだけじゃなくて、結構子ども自身が怒られて当然ではないっていう場合もありますね。そこはうまく関係性を構築させて、最終的に帰すとか、そうでなければまた別の手段を考えるという形をして、民生委員さんにはいろいろな研修に来ていただいて、うちで児童虐待についての解決の手段をするのはご協力いただいているので、町の民生委員さんは動いてくださっていると思います。 【委員長】 小学校、中学校あたりは、結構学校の先生も食事の問題とか、顔色の問題とかというのは、学校の先生っていうのは、基本的には朝全員の子どもの様子を必ず見るという、視診をするっていうことが先生の役目としてあるのですけど、中学校も小学校も幼稚園もどこでも、朝、先生方が1人1人顔を見て、今日はこの子はちょっと顔色がおかしいなとか、ちょっと具合が悪そうかな、そういうのをそこで大体見分けるので、学校の先生はそこである程度子どもの様子はわかると思う。ちょっと調子が悪いと家に電話して、どうなのでしょうかといい先生もいるだろうし、中学校、小学校はそういうふうに見ていると思います。そうですね。 【宮崎委員】 はい、そうです。 【委員長】 一応学校の先生は全員視診をしなきゃいけない、視診をするというのが基本にあるので、高校だとちょっとわからないですね。 【中島委員】 74ページのところのひとり親家庭と、ここは医療費等の助成ということが書いてあるのですけど、一番下のところに子どもの貧困問題においてというようなことが書いてあるのですが、町として、ひとり親家庭全部が貧困につながっているかっていったら、そうではないと思うのですけども、町として、今現在例えば28年度でも構わないのですけども、子どもの貧困に該当するなっていう家庭の数とか何かありましたか。特にはないですか。 【委員長】 教育委員会もかかわっていますか。 【宮崎委員】 直接かかわっていますね。 【事務局 野崎】 国で、前に数字が出て、その後少し改善の数字が出たりはしていますが、町の中で実際どれくらいっていうのは、はっきりつかむっていうのはちょっと難しいです。 【中島委員】 あその家庭のお子さんは、あまり夜ご両親というか、ひとり親なので、1人だったらひとり親なので、仕事が遅くて、夕飯はどうも子どもだけで食べているみたいだよとか、そういう情報が入ってきたりとかっていうのも
--	--

	特にないですか。 【事務局 今澤】 たくさんではありませんが、いろいろな情報があります。 【中島委員】 どれぐらいのご家庭がありますか。 【事務局 今澤】 ひとり親ということだけではありませんが、ネグレクト的に食事がきちんと与えられていないのではないかという情報は、ネットワーク会議でもいろいろ出てくる、いろいろなケースが出ております。10件まではいかないとは思いますが。 【委員長】 これも大体親の問題ですか。 【事務局 今澤】 そうですね。親の養育状況によってお子さんの生活環境もかなり影響しているという状況はあります。お父さんの仕事で夜いらっしゃらないとか、お子さんだけで夜いなければいけない方もいますし、さまざまですが、あります。 【委員長】 子どもさんが大きくなっているひとり親家庭っていうのは結構あるのしょうね、子どもだけで食事をしているっていうのは。働いていたりして、必ずそこにいられるとは限らないですから。 【事務局 今澤】 食事ができればまだいいですが、食事がきちんと置いてあるかどうか分からないようなご家庭もあります。 【委員長】 それはありますね。 【事務局 今澤】 いろいろなご協力を得ながら、状況をお聞きしています。 【志賀委員】 16ページですが、子育て支援プログラム実施事業というのがありますけれども、ここの現状と課題のところ、平成26年度に県職員をNPのファシリテーターとして試行的に事業を開催したところ、受講者から高い評価を得て、継続実施するということですが、現在は町の職員がやっていたりするのか。 【事務局 秋庭】 職員がファシリテーターの資格を取って開催しています。 【藤崎委員】 繰り返しになりますが、子どもの生活とか生育環境っていうのは本当に多種多様で、子どもに対していろいろ期待をかけている人は、本当にたくさん習い事を放課後にさせて、子どもが自由に過ごす時間はあまりなくて、学校に行くとみんな親から開放されて、学校に行くと、お友達がたくさんいるので、楽しくって勉強どころじゃなくて、本当にそこで触れ合いをして、また家に帰るとやることがたくさん待っているという子どももいれば、夜ご飯もあるかわからない、おうちに放課後帰って、夕方からずっと1人でいるようなお子さんがいたり、学童保育ではそういうお子さんを、最初の立ち上がりは、働く親が、心配だから預かってほしいというところから始まっているのですが、徐々に、お一人で育てて、子どもたちを育てていて、預けたいという方も増えていきますし、本当に共働きでもフルタイムで基本的に昼間はいませんというところのお子さん
--	--

を預かることのほうが今は増えてきていて、徐々にそれが共働きでも親が2人そろっていけばよくて、1人、親類は誰もいないところで子どもが孤軍奮闘しているというご家庭もあって、まだ学童に入ればいいのですが、学童もなかなか定員がすぐには広がらないので、1人で過ごしているような子どもたちもいて、そういうかなり生活に差がある中で、小学校とか中学校は公立なので、寒川は比較的最小な一緒のところに行く子のほうが多いので、学校はせめてみんな同じ、平等に同じような環境で、同じようなことができるというふうにぜひやっていきたいし、それも子ども・子育ての1つというか、かなり重要な部分を占めているような気がするので、今回この会議に教育委員会の方がいらっしゃらないのがすごく残念だなと思って、あと2年は来られないですね。次から来ていただけるとか、そういうことは難しいですかね。

【事務局 宮崎】 検討させていただきたいと思います。

【藤崎委員】 そこも含めての子育て支援だと思います。家庭の責任だけでは負えないところというのはかなり多いし、学校でどうにかしてもらえないといけない状況もかなりあるような気がして、熱意のある親もいれば、そうでない人の差がすごく激しいので、学童なり、学校なり、みんなが集まったところで取り組んだほうが、きっと子どもたちにとっては、家庭じゃないところでも見守ってくれるという体制があるのが、一番子どもたちにとっては幸せかと思うので、ぜひこの検討の中にも一緒に考えていきたいと思うので、よろしくお願いします。

【委員長】 一番難しい問題ですよ。だから他人任せにしているのか、基本的には子どもは家庭だと思うのです。よそは補助したり、学校では周りの人が補助したり、助言したりして手助けをしたりというのが基本だと思います。だから基本は家庭、でも、お母さんによっては育児放棄をしている子は、そういう施設なりに入るということになると思うのですが、周りの人が言って、きちんと子どもたち見るように周りで話していく、やってもらうようにしていくというのは難しい問題だけど、それが子どもにとっては、母親というのは一番大事なものですから、やっぱり他人で育つのと、親と一緒に叱られてというのもおかしいけど、いろいろ文句を言われながらも育てて、やっぱり母親がいるのが一番子どもは大きくなって幸せになるだろうと思うので、一番は家庭が基本かなと、手助けするのは必要だと思います。これは難しい問題だと思います。

【菊地原委員】 委員長がおっしゃった、子どもは家庭が大事っていうお母さんの力って、そのお母さんの力がバランスよく保っているって、やっぱり家族の中の父親、夫の役割っていうものがすごく大きいと思います。家族全体を考えて、子どもの最善の利益を守るっていうことを考えると、家庭を向上させることの不可能なときって、結構、残念だけどもあると思います。そのときにどの時点で家庭の向上を諦め、後退させて、子どもに力を入れなきゃいけないっていう、その

見きわめがすごく今、先ほどの食事の問題もそうなのですが、もっと全体でとにかく子どもの最善の利益をどう保てるかっていうのをもっと考えていきたいなと今思いました。

【委員長】 いろいろな話が出ましたが、まだ何か質問はございますか。なければ、委員のいろいろな意見が出ましたので、まずは事務局でまとめていただいて、これからの子育て支援に役立ててもらいたいと思います。

続きまして、(3)のその他に入りたいと思います。その他1から4まで、事務局で説明をよろしくお願いします。

(3) その他①子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部改正について(報告)

【事務局 徳江】 資料3の2ページをご覧ください。1経過についてご説明いたします。国の幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みにより、昨年度は年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については負担軽減を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償となりました。

今年度は、市町村民税非課税世帯の第2子は無償化し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置をさらに拡充することになりました。これを受けて、幼稚園や保育所等の保育料について定めている子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則を一部改正するものです。

前回の第1回子ども・子育て会議においてご報告いたしました寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についても、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みによるものです。

次に、2の拡充内容についてご説明します。資料の2ページ目から、裏面になります。表がいくつかありますが、1つ目のほうが1号認定利用者、幼稚園に在園児童がいるひとり親世帯等の平成28年度の表になり、2段目の表が平成29年度の表となります。変更となった保育料のところが、太字の網かけになっております。一番左の欄が階層区分になっておりますが、C3階層の利用者負担額「3,700円」のところが「3,000円」になります。C4階層も「5,150円」のところが「3,000円」となります。また、2つ目の表の下、欄外に記載がありますとおり、ひとり親世帯等以外の市町村民税非課税世帯の第2子についても無償となります。

次に、2ページ目の3つ目の表が、2号・3号認定利用者、保育所等に在園児童がいるひとり親世帯等の平成28年度の表になります。表がまたがっているのですが、3ページ目にあります表が平成29年度の表となります。階層区分をご覧くださいまして、C5階層の2号認定保育標準時間の「6,650円」と2号認

	定保育短時間の「6,500円」がそれぞれ「6,000円」となります。それからC6階層の2号認定保育標準時間の「7,900円」と2号認定保育短時間の「7,750円」がそれぞれ「6,000円」となります。C6階層の3号認定標準時間の「9,500円」と3号認定短時間の「9,300円」がそれぞれ「9,000円」となります。また、1号認定利用者と同様に、ひとり親世帯等以外の市町村民税非課税世帯の第2子についても無償となります。 3の施行日についてですが、7月4日に開催されました政策会議と13日に開催されました部長会議の庁議にかけて了承を得て、7月13日から施行しております。適用が平成29年4月1日からになります。 4ページ以降に規則の新旧対照表と改定後の規則全文を添付しております。保育料は4月から毎月徴収をしておりますので、対象者にはこれから保育料の還付をしていく予定です。 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部改正についてのご報告は以上になります。 【委員長】 今の説明について質問等はございますか。よろしいですか。 続きまして、その他の2の寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱の制定について説明をお願いいたします。 (3) その他②の寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱の制定について 【事務局 徳江】 資料4をご覧ください。 要綱制定の背景についてご説明いたします。家庭的保育事業は地域型保育事業の1つで、家庭的な雰囲気のもとで少人数5人以下を対象にきめ細かい保育を行う事業です。今、町内に家庭的保育事業はございませんが、今年初めに家庭的保育事業についてもご相談があり、今は開園に向けて準備を進めているところです。個人で事業を起こすには資金面での負担が多く、なかなか開園までに至らないという現状があります。国や県の補助金等で該当するものがないため、町でも支援を検討し、町から補助金を交付することといたしました。 要綱制定の内容、補助の内容ですが、町の単独補助で家庭的保育事業に供する備品の購入に対して、上限30万円として町が2分の1を補助するもので、1事業当たり町の負担は最大15万円となります。 今までの経緯ですが、7月18日の政策会議と本日午前中に開催された部長会議を経て了承されました。今後は9月議会にて補正予算の審議を経て、資料の2ページ以降の寒川町家庭的保育事業施設整備事業費補助金交付要綱（案）の制定を進めていく予定です。この子ども・子育て会議においてもご意見等がありましたら伺いしたいと思います。ご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。
--	---

	【委員長】 何かご質問はありますか。 【野坂委員】 家庭的保育事業を認める、認めないについてどういうシステムでされるのか説明してください。 【事務局 徳江】 家庭的保育事業については、町で認可をして、町で確認をすることになります。施設運営に関する基準が町の規則でありまして、施設面において、職員の配置において、基準を満たしているかどうかを町で認定させていただいて認可を行っております。 【委員長】 これは基本的には家で保育をするという形ですね。 【事務局 徳江】 そうです。 【委員長】 家庭の中でも認可をもらえばできるという。 【事務局 徳江】 そうです。基準を満たしていれば、そういったところでも認められると思います。 【野坂委員】 保育園の事故が結構起きているところがあるので、基準はどうなっているのか。 【中島委員】 金銭的なことでお聞きしてもいいですか。この金額については、近隣の市町村と比べて大体同じぐらいの感じですか。 【事務局 徳江】 近隣の市町村を確認したのですが、家庭的保育事業を行っている市町村というのが、県内にそう件数があるわけではなく、県内全部を調べたわけではないのですが、県内で横浜市でこういった補助を行っていることの確認はとれています。なので、近隣でこれぐらいの金額でというところの確認はとれていないです。これから開園したいという方のご相談を受けて、金銭的なところを町で検討して決定しました。 【井上委員】 家庭的保育事業っていうのは、社会福祉施設というか、社会福祉法で決まっている施設というか、事業ということなのですか。第2種ですか。 【事務局 徳江】 はい。 【委員長】 保育者は免許を持っていなければいけないということでしょうか。 【事務局 徳江】 保育士の資格も持っていて、県の講座の研修を受けた方ではないと開園できないということになります。 【委員長】 認可はできないということ。 【事務局 徳江】 はい。研修をこれから受けようとしている方です。 【委員長】 よろしいですか。3番の寒川さくら幼稚園の定員変更についてということで、説明をよろしくお願いします。 (3) その他③寒川さくら幼稚園の定員変更について 【事務局 徳江】 資料5をご覧ください。申し訳ありません、資料の訂正をお願いしたいのですが、一番下にある表になりますが、寒川さくら幼稚園「認可定員」と記載してあるところは、「利用定員」とご訂正をお願いしたいと思います。
--	--

	その表の中にも「認可定員」、また※印のところの「認可定員」というところが2カ所ありますが、そちらについても「利用定員」と訂正をお願いいたします。 それでは、ご説明させていただきます。町内に施設型給付を受ける幼稚園が1園あります。岡田にあります寒川さくら幼稚園になりますが、資料の表にありますように、平成27年度から105人を利用定員としてスタートしました。年々在園児童が増えていき、在園児童数のところをご覧ください。今年度4月が105人定員に対して在園児童が188人になりました。在園児童数が2年間連続して定員の120%を超える場合には、定員の見直しをすることになります。平成28年度も在園児童数が143人おりまして、割合としては136.2%になっていました。 平成28年4月から今年度末平成30年3月まで、120%を超える在園児童が見込まれるので、平成30年4月から定員を見直すことにいたしました。定員を定めるときには、過去3年間の利用実績を参考にするようになっております。過去3年間の在園児童の平均が150人となります。150人となった場合の120%が180人となり、平成29年4月の在園児童は既に188人いるので、180人を超えてしまっています。それで、今後の見込みなどを踏まえ、寒川さくら幼稚園の意向等を検討いたしまして、定員を180人とすることにいたしました。定員を180人とした場合には、定員の120%が216人となります。 この定員については、上に子ども・子育て支援法抜粋を載せさせていただいたのですが、子どもの保護者、その他子ども・子育て支援にかかる当事者の意見を聞かなければならないとされているので、子ども・子育て会議の中でご意見等がありましたら、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。 【委員長】 今さくら幼稚園の利用定員の変更ということについて説明がありました。質問がありましたら、どうぞよろしくお願いします。 基本的に利用定員と認可定員は違いますので、間違いないように。認可定員は県で認可した定員です。利用定員は施設型ですから町が利用する、町に申請をして町で利用定員を何名と決めている。ですから認可定員と利用定員は違うということは、利用定員は大体いる、利用定員っていうのは、大体施設型給付の園は利用定員を決めるということになると思うのですよね。普通の私学助成の幼稚園は、認可定員で進めるということになっていますので、さくらさんは施設型給付を受けていますので、利用定員については3年目で法律上変更しなくてはいけないということで、申請が出ているということだと思います。 【野坂委員】 認可定員を超えて利用定員になるっていうのは別に問題はないのですか。 【委員長】 認可定員は245名ですか。 【事務局 徳江】 そうです。認可定員が245名。
--	---

	【委員長】 問題ありません。利用定員によって町の施設型給付の金額が変わりますよね。 【事務局 徳江】 はい。公定価格で変わります。 【委員長】 公定価格がありますので。 【事務局 徳江】 人数によって変わってきまして、人数が少ないほど公定価格の給付費が高くなってきます。実際の在園児童数に見合っていないと、給付費も見合った金額になっていないということになるので、見直しをすることになります。 【委員長】 何かほかに質問はありますか。施設型給付ってというのはわかりますね、皆さん。初めての方がいると思いますが、幼稚園には私学助成型と施設型と、それから認定こども園、それから認定こども園でも幼稚園型と幼保連携型、この4つに分かれていますので、私学助成型は県の補助をもらいながら運営している、保育料は全員同じ、施設型ってというのは町の補助を受けながらやっているから、保育園と同じような形で保護者の所得に応じて1人1人の保育料が違ってくるということになります。 【井上委員】 認定こども園ができたときに、そのような体系になったのですか。 【委員長】 27年度から国の子ども・子育て支援法ができまして、最初は、本当は全部認定こども園ということで国では進めていたのですが、幼稚園と保育園がどうしても文科省と厚労省ですから、今子ども・子育て支援法が新しくできて、その担当が内閣府になりました。 【井上委員】 勉強になりました。ありがとうございます。 【委員長】 施設型に移るか、認定こども園にするか、それから私学助成型にするかというように、自分たちで選んでいる。幼稚園も保育園もそうですね。だから保育園でもこども園にもできます。 【鷺見委員】 もとは私立でしたね、さくら幼稚園は。みんな同じ金額でした。 【委員長】 そうです。 【鷺見委員】 施設型に変わって、要はその定員をちゃんと見直さなきゃいけない、利用定員を見直さなきゃいけないというのが2年目ですか。 【委員長】 3年間でね。 【鷺見委員】 3年間たってということですか。 【藤崎委員】 収入によって金額が違ってくるというところの人数が増えてきているというのは、つまり決まったお月謝だと厳しいけれども、幼稚園に通わせたいというお子さんが、ご家庭が増えているということですか。 【委員長】 いや、そうじゃないです。 【藤崎委員】 それはあまり関係ないですか。
--	---

	【委員長】 基本的には国で、保育園の待機児童が増えてきたものですから、みんな認定こども園にすれば、保育園と幼稚園両方ですから待機児童がいなくなるのです。だから国では認定こども園にしたいのです、全部を。 【藤崎委員】 施設型給付に近いような形ですか。 【委員長】 違います。最初は認定こども園にしようということでスタート、ところが幼稚園と保育園、厚労省と文科省と、学校と託児所ですから、なかなか教育部分で折り合いがつかなくて、最終的に私学助成型、施設型、それから幼保連携型、認定こども園、それから幼稚園型認定こども園の4つに分けてスタートしたということです。本当は、国は認定こども園でいきたかったようです。 【鷲見委員】 さくら幼稚園は定員が増えたのが、入園前のプレを始めたりとか、もっと小さい入園する前の子たちも、幼稚園ってこんなところだよという遊ぶ場を設けたのと、保育の時間が延びたので、延長が大分きくようになったことだと思います。今まで私学だったので、一律ですよ。さくら幼稚園って寒川町内でちょっと高いというイメージがあったが、多分施設型になったので、給料に応じて保育料になったから、近い方たちでもわざわざバスに乗せて幼稚園に行かせていた方たちや、近くの幼稚園に行かせたいということで、すごく定員が増えた感じです。私はさくら幼稚園に子どもたちを3人通わせたので、そのときには私学の状態だったので、みんな同じ保育料を払っていました。新しく制度が変わったというのを私は聞いて卒園した側なので、子どもたちがさくら幼稚園の空き教室が結構多かったのも、私は喜ばしく見ています。これだけ人数が増えて、利用定員を変えなきゃいけないぐらいにさくら幼稚園になったというのを、微笑ましく見ていました。 【委員長】 施設型にするとやっぱり子どもの教育の経費も使いますから、今までも、さくらさんは個人で、認可幼稚園でしたから、学校法人じゃないので、学校法人の幼稚園と認可法人の幼稚園では、10分の1ぐらいの県の補助しかありませんから。学校法人は基本的には国のものですから、施設が認可幼稚園は全部個人のものですから、個人に補助金は出せないですよ。国のものですから補助は出せる、だからみんな学校法人にいく、やっぱり幼稚園をケアし、子どもたちにきちんとした保育をするには、ある程度予算もかかりますので、保育していくには学校法人じゃないと、なかなかきちんと子どもたちにもいろいろなことができない。 基本的に普通の認可幼稚園だったら絶対赤字です。認可法人でいたら運営できない。国はみんな学校法人にと言っています。ほかに意見はございますか。よろしいですか。 それでは、続きまして、④の家庭的保育について、説明をお願いいたします。 (3) その他④家庭的保育について
--	--

	【事務局 徳江】 最後になります。その他の4番、家庭的保育事業についてご説明いたします。資料はございませんので、口頭でのご説明になります。 児童福祉法において家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、児童の保護者その他児童福祉にかかる協議会に意見を聞くこととなっております。先ほどもご説明いたしましたとおり、今年度中に家庭的保育事業を開園する予定がございますので、今準備を進めているところです。まだ詳細が決まっていないのですが、予定では10月開園で、開園当初は定員2名で進めたいというところまではお伺いしているところです。家庭的保育事業は、ゼロから2歳児を対象とした少人数の保育事業なので、待機児童の解消につながる事業の1つと考えています。 詳細が決まると、開園に当たっては町が認可、確認をすることになるのですが、ご意見をまたお伺いすることになります。次回の子ども・子育て会議でご意見を伺うことになると、10月開園に間に合わない状態になるので、郵送で、書面でお伺いすることを考えておりますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。家庭的保育事業についてのご説明は以上になります。 【委員長】 今家庭的保育についての説明がございました。質問等がありますか。 【中島委員】 質問したいのですが、どの辺にできるのでしょうか。 【事務局 徳江】 寒川駅の近くです。 【委員長】 10月から開園って言っていましたね。 【事務局 原田】 10月を予定しています。 【委員長】 予定ですか。 【事務局 原田】 先ほど徳江からもお話があったとおり、まだ専門研修が受講できていない状況があります。8月に専門研修を受けて、その後9月に実地研修を事業所に行って受けてから実施という形になりますので、予定ということでございます。 【委員長】 予定ということですね。 【事務局 原田】 はい。 【菊地原委員】 申し込みは町にという形になるのですか。 【事務局 徳江】 はい。 【委員長】 早くしないと間に合わないですよ、5名だけですから。5名ですよ。基本的には5名までですよ。 【事務局 原田】 はい。 【委員長】 3歳児までですか。 【事務局 徳江】 2歳児までです。 【委員長】 ほかに質問はございますか。よろしいですか。 それでは、以上で全て議事は終わりましたが、事務局から何か説明はござい
--	---

	ますか。 【事務局 秋庭】 次回の第3回は11月下旬を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。内容としては、パブリックコメントの結果報告と見直し最終案の審議をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 【委員長】 今日の議題は全て終わりましたので、議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 以上をもちまして、私の進行を終わりにしたいと思います。 それでは、事務局にお返しいたします。 【事務局 宮崎】 皆様、大変長時間にわたりましてご審議いただき、また大変貴重なご意見も多数いただきました。ありがとうございました。今後も引き続きご指導、ご協力を賜りますよう改めてよろしくお願い申し上げます。 それでは、これをもちまして平成29年度第2回寒川町子ども・子育て会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。	
資 料	○ 資料1 子ども・子育て会議について ○ 資料2 寒川町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて ○ 資料3 寒川町子ども・子育て支援事業計画見直し案について ○ 資料4 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部正について（報告） ○ 資料5 寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会の進捗状況について（報告）	
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	儀 川 浩 志 賀 愛 子	(平成29年10月6日確定)